

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

R 7 阿土 伊島漁港 阿南・伊島 水産基盤施設補修設計業務 特記仕様書

第1条 目的

本業務は、伊島漁港における機能保全計画に基づき現状における漁港施設の健全度を把握するとともに、対策工設計を行うものである。対象施設を以下に示す。

対象施設

A-01	南防波堤
A-10	防波堤
E-03	南護岸
E-04	護岸
G-11	-2.0m物揚場
10	臨港道路

第2条 業務内容

1. 設計計画

業務の目的・主旨を十分把握したうえで、業務を円滑に遂行するための技術的方針および検討項目毎の工程計画を策定し、業務計画書を作成する。

2. 資料収集・整理

既往機能保全計画、漁港施設台帳等既設構造物の構造形式や諸寸法が把握出来る資料を収集・整理し対策工設計の基礎資料とする。

3. 現地踏査

既存施設及び周辺状況を把握する目的で現地踏査を実施し、平面図又は航空写真等と併せて分かり易くまとめる。

4. 対策工設計

A-01 南防波堤

当該施設は、根固めブロック(消波ブロック)の飛散・損傷に伴う健全度Aの施設であり、本体工基礎部のコンクリート損傷、ジャンカについては健全度Bの施設である。

根固めブロック(消波ブロック)については消波目的に設置されたものではないため本体工の対策を優先する。

対策工法は、本体工基礎部増し打ちコンクリートを想定し以下の業務を行う。

・基本断面算定	1式
・設計図面作成	1式
・数量計算書作成	1式
・施工計画作成	1式

A-10 防波堤

当該施設は、防波堤本体先端基礎部の欠損が生じている健全度Aの施設であるが、現在は防波堤としての機能を有していない旧施設である。対策工法は、水中コンクリート打設による欠損部分の断面修復を想定し以下の業務を行う。

- ・ 基本断面算定 1式
- ・ 設計図面作成 1式
- ・ 数量計算書作成 1式
- ・ 施工計画作成 1式

E-03 南護岸

当該施設は、根固めブロック(消波ブロック)の飛散・損傷に伴う健全度Aの施設であり、本体工基礎部のコンクリート損傷、ジャンカについては健全度Bの施設である。

根固めブロック(消波ブロック)については消波目的に設置されたものでは無いため本体工の対策を優先する。

対策工法は、本体工基礎部増し打ちコンクリートを想定し以下の業務を行う。

- ・ 基本断面算定 1式
- ・ 設計図面作成 1式
- ・ 数量計算書作成 1式
- ・ 施工計画作成 1式

E-04 護岸

当該施設は、護岸背面に空洞化が生じている健全度Aの施設である。護岸本体工に大きな傾きなどの変状が生じていないことから、吸い出し防止シートの老朽化に伴う空洞化である可能性が考えられる。当該護岸の背後地は連絡船から島内への動線上にあたるため、空洞化原因を明確にした上で対策工法を計画するものとするが、確認のための試掘調査については、必要に応じて他業務において行うこととし以下の業務を行う。

- ・ 基本断面算定 1式
- ・ 設計図面作成 1式
- ・ 数量計算書作成 1式
- ・ 施工計画作成 1式

G-11 -2.0m物揚場

当該施設は、エプロンに陥没が生じている健全度Aの施設である。ここでは、標準断面形状不明のため、エプロン舗装を撤去し断面形状の確認を要する。

陥没原因は、吸い出し防止シートが未設置であるなどが想定されるが、確認のための試掘調査については、必要に応じて他業務において行うこととし以下の業務を行う。

- ・ 基本断面算定 1式
- ・ 設計図面作成 1式
- ・ 数量計算書作成 1式
- ・ 施工計画作成 1式

10 臨港道路

当該施設は、終点側21スパン～27スパンで1.5cm以上の段差が発生している健全度Aの施設である。段差原因として前面のE-5護岸からの吸い出しも考えられるため、臨港道路対策に併せて、E-5護岸の本体工増厚を行うことを想定し以下の業務を行う。

- ・基本断面算定 1式
- ・設計図面作成 1式
- ・数量計算書作成 1式
- ・施工計画作成 1式

7. 照査

仕様書に基づく検討項目、計画内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、作業終了後、すべての内容について照査し照査報告書にとりまとめる。

8. 報告書作成

設計条件、使用した基準、構造形式の決定根拠や経緯についてとりまとめる。
成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・報告書(紙媒体:A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・電子成果品(電子媒体) 2部(正副1部)

9. 打合せ協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時、中間打合せ1回、成果納品時の計3回の打合せを行う。